○長崎県屋外広告物条例施行規則

昭和39年10月８日

長崎県規則第110号

改正　昭和42年３月31日規則第23号

昭和46年７月30日規則第49号

昭和49年４月１日規則第34号

昭和49年６月21日規則第45号

昭和61年７月31日規則第43号

平成８年６月14日規則第46号

平成10年３月31日規則第12号

平成11年３月31日規則第21号

平成17年３月31日規則第46号

平成17年８月16日規則第74号

平成18年２月24日規則第３号

平成20年３月25日規則第14号

平成21年３月31日規則第29号の６

平成24年３月23日規則第12号

平成25年４月30日規則第40号

平成27年７月17日規則第32号

平成29年３月24日規則第16号

平成30年３月30日規則第10号

平成30年４月27日規則第25号

平成30年10月12日規則第44号

令和３年３月19日規則第25号

令和３年９月７日規則第77号

令和６年12月10日規則第34号

令和７年２月21日規則第３号

令和７年11月28日規則第50号

令和８年３月17日規則第６号

注　令和３年３月から条文沿革を注記した。

長崎県屋外広告物条例施行規則をここに公布する。

長崎県屋外広告物条例施行規則

長崎県屋外広告物条例施行規則（昭和36年長崎県規則第47号）の全部を改正する。

（趣旨）

第１条　この規則は、長崎県屋外広告物条例（昭和39年長崎県条例第60号。以下「条例」という。）の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

（許可の申請）

第２条　条例第５条又は第６条第３項の規定により許可を受けようとする者は、屋外広告物許可申請書（様式第１号）正副２通を提出しなければならない。

（許可等の基準）

第３条　条例第６条第１項第３号、同条第２項第１号から第４号まで、同条第４項第２号及び第４号及び同条第５項の規定による基準は、別表第１（適用除外の基準）のとおりとする。

２　条例第10条の規定による基準は、別表第２（許可地域の区分）に応じ、別表第３（許可の基準）のとおりとする。

（許可の期間）

第４条　条例第９条第２項（同条第３項の規定により準用する場合を含む。）の規定による許可の期間は、別表第４（許可の期間）のとおりとする。

（更新の許可の申請）

第５条　条例第９条第３項の規定により許可の期間を更新しようとする者は、許可の期間が１月以上３年以内のものにあってはその期間の満了の日の１月前、その他のものにあっては10日前までに、屋外広告物更新許可申請書（様式第２号）及び屋外広告物安全点検報告書（様式第２号の２）をそれぞれ正副２通提出しなければならない。

（副本及び許可証票の交付）

第６条　知事は、第２条又は前条の規定による許可の申請に基づき、広告物の表示若しくは広告物を掲出する物件の設置又は許可の期間の更新を許可したときは、申請書の副本に許可印（様式第３号）を押し、許可証票（様式第４号）を添えて申請者に交付するものとする。ただし、はり紙については、当該はり紙に許可済印（様式第５号）を押して、許可証票の交付にかえるものとする。

（許可の証票）

第７条　条例第11条の規定により、貼付すべき許可の証票は、前条の規定により申請者に交付され

た許可証票とする。

（点検）

第７条の２　条例第12条の２第１項ただし書に規定する規則で定める広告物又は掲出物件は、法第７条第４項に規定するはり紙、はり札等、広告旗又は立看板等とする。

２　条例第12条の２第２項に規定する規則で定める広告物又は掲出物件は、鉄骨造り、石造りその他これらに類する堅牢なもので、建築基準法（昭和25年法律第201号）第88条第１項において準用する同法第６条第１項の規定に基づき建築主事の確認を受けたもの又はこれに準じると知事が認めるものとする。

３　条例第12条の２第２項第２号に規定する同等以上の知識を有する者として規則で定めるものは、次に掲げる者とする。

（１）　建築士法（昭和25年法律第202号）第２条第１項に規定する建築士（木造建築士を除く。）の資格を有する者

（２）　建築基準法第12条第１項に規定する建築物調査員

（３）　屋外広告業の事業者団体が公益目的事業（公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第２条第４号に規定する公益目的事業をいう。）として実施する広告物の点検に関する技能講習を修了した者

（４）　前３号に掲げる者のほか、知事が認める者

（令７規則３・一部改正）

（届出及び副本の交付）

第８条　条例第13条第２項又は第18条第３項第１号の規定による届出は屋外広告物除却（滅失）届（様式第６号）、条例第18条第１項の規定による届出は屋外広告物許可申請書（様式第１号）又は屋外広告物管理者等設置・変更届（様式第７号）、同条第２項又は同条第３項第２号の規定による届出は屋外広告物管理者等設置・変更届（様式第７号）、同条第３項第３号の規定による届出は屋外広告物変更届（様式第８号）を提出してするものとする。この場合において、屋外広告物変更届にあっては、正副２通を提出しなければならない。

２　知事は、前項の規定による屋外広告物変更届を受理したときは、届書の副本に届出済印（様式第９号）を押して、届出人に交付するものとする。

（立入検査を行う職員及び身分証明書）

第９条　条例第15条第１項及び第44条第１項の立入検査を行う者（以下この条において「立入検査を行う者」という。）は、次に掲げる者のうちから、知事が指定する。

（１）　土木部都市政策課の職員

（２）　各振興局の職員

２　条例第15条第２項及び第44条第２項に規定する身分を示す証明書は、証明書（様式第10号）によるものとする。

３　立入検査を行う者は、前項の証明書を紛失し、又は毀損したときは速やかに知事に届け出なければならない。

４　立入検査を行う者が第１項に規定する身分を失ったときは、速やかに第２項の証明書を返還しなければならない。

（屋外広告物の管理者）

第10条　第７条の２第１項の規定は、条例第17条第１項ただし書に規定する規則で定める広告物又は掲出物件について準用する。

２　第７条の２第２項の規定は、条例第17条第２項に規定する規則で定める広告物又は掲出物件について準用する。

３　条例第17条第２項の規定に規定する規則で定める資格を有する者は、第21条第１号に掲げる者及び条例第38条第１項第２号から第４号までに掲げる者とする。

（軽微な変更）

第11条　条例第18条第３項第３号かっこ書に規定する軽微な変更は、定期的に変更する広告物を表示するために設置した施設又は物件に表示する広告物の表示の変更とする。

（広告物又は掲出物件を保管した場合の公示の場所）

第12条　条例第24条第１項第１号の規則で定める掲示する場所及び同条第２項の保管物件一覧簿（様式第11号）を備え付ける規則で定める場所は、広告物又は掲出物件を保管した各振興局とする。ただし、長崎県事務処理の特例に関する条例（平成12年長崎県条例第45号）第２条の規定により、市町が広告物又は掲出物件を保管することとされた場合にあっては、当該市町が定めた場所とする。

（保管した広告物又は掲出物件の売却）

第13条　条例第26条の規則で定める方法は、競争入札によるものとする。ただし、競争入札に付しても入札者がない場合その他競争入札に付することが適当でないと認められる場合は、随意契約により行うことができる。

（保管した広告物又は掲出物件の返還）

第14条　条例第28条の規則で定める受領書は、様式第12号によるものとする。

（屋外広告業の登録及び更新）

第15条　登録申請者は、登録申請書（様式第13号）を屋外広告業を営もうとする主たる区域を所管する振興局長を経由して提出するものとする。

２　条例第30条第２項の規則で定める書類は、次に定めるものとする。

（１）　登録申請者（法人である場合にあってはその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。以下同じ。）、未成年者（営業に関し成年者と同一の能力を有する者を除く。以下同じ。）である場合にあってはその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあっては当該法人及びその役員）を含む。）が、条例第32条第１項各号に該当しない者であることを誓約する書面

（２）　登録申請者が選任した業務主任者が条例第38条第１項各号に掲げる要件のいずれかに適合する者であることを証する書面

（３）　登録申請者（法人である場合にあってはその役員をいい、未成年者である場合にあってはその法定代理人（法定代理人が法人である場合にあってはその役員）を含む。）の略歴書

（４）　登録申請者が法人である場合又は未成年者でその法定代理人が法人である場合にあっては、登記事項証明書

（５）　登録申請者が個人である場合にあっては、当該登録申請者（当該登録申請者が未成年者である場合は当該登録申請者及びその法定代理人（法定代理人が法人である場合を除く。））の住民票の抄本又はこれに代わる書面

（６）　登録申請者が選任した業務主任者が本人若しくはその従業員（登録申請者が法人である場合にあっては、その役員を含む。）であることを証する書面又は当該業務主任者の住民票の抄本

３　前項第１号の誓約する書面は、様式第14号によるものとする。

４　第２項第３号の略歴書は、様式第15号によるものとする。

５　条例第29条第３項の規定による更新の登録を受けようとするときは、その者が現に受けている登録の有効期間満了日の30日前までに当該登録の更新を申請しなければならない。

（屋外広告業者登録簿及び屋外広告業者登録証）

第16条　条例第31条第１項の屋外広告業者登録簿は、様式第16号によるものとする。

２　条例第31条第２項の規定による登録申請者への通知は、屋外広告業者登録証（様式第17号）によるものとする。

（変更の届出）

第17条　条例第33条第１項の規定により変更の届出をする場合において当該変更が次に掲げるものであるときは、当該各号に掲げる書面を変更届出書（様式第18号）に添付しなければならない。

（１）　条例第30条第１項第１号に掲げる事項の変更（変更の届出をした者が法人である場合に限る。）　登記事項証明書

（２）　条例第30条第１項第１号に掲げる事項の変更（変更の届出をした者が個人である場合に限る。）　住民票の抄本又はこれに代わる書面

（３）　条例第30条第１項第２号に掲げる事項の変更（商業登記の変更を必要とする場合に限る。）　登記事項証明書

（４）　条例第30条第１項第３号に掲げる事項の変更　第15条第２項第１号及び第３号の書面並びに登記事項証明書

（５）　条例第30条第１項第４号に掲げる事項の変更　法定代理人に係る第15条第２項第１号及び第３号の書面並びに法定代理人が法人である場合にあっては登記事項証明書、個人である場合にあっては住民票の抄本又はこれに代わる書面

（６）　条例第30条第１項第５号に掲げる事項の変更　第15条第２項第２号及び第６号の書面

（廃業等の届出）

第18条　条例第35条に規定する届出は、屋外広告業廃業届出書（様式第19号）により行うものとする。

（講習会）

第19条　条例第37条第１項に規定する講習会（以下「講習会」という。）の講習要目及びその内容は、別表第５（講習要目等）のとおりとする。

（受講手続等）

第20条　条例第37条第１項の規定による講習会を受けようとする者は、次に掲げる書類を添付のうえ講習会受講申込書（様式第20号）を知事に提出しなければならない。

（１）　住民票抄本又は住民票謄本

（２）　次条の規定により講習会の課程の一部の免除を受ける者は、同条各号の一に該当することを証する書類

２　知事は、前項の講習会受講申込書を受理したときは、講習会受講票（様式第21号）を交付する。

３　知事は、講習会の課程を修了した者に修了証明書（様式第22号）を交付する。

（講習会課程の一部免除）

第21条　知事は、講習会を受けようとする者が、次の各号のいずれかに該当するときは、講習要目

の屋外広告物の施工に関する事項の課程を免除する。

（１） 建築士法第２条第１項に規定する建築士の資格を有する者

（２） 電気工事士法（昭和35年法律第139号）第２条第４項に規定する電気工事士の資格を有する者

（３） 電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第１項に規定する第１種電気主任技術者免状、第２種電気主任技術者免状又は第３種電気主任技術者免状の交付を受けている者

（４） 職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく職業訓練指導員免許を所持している者、技能検定に合格した者及び職業訓練を修了した者のうち帆布製品製造取付けに係るもの

（講習会運営の委託）

第22条 条例第37条第２項の規定により知事が講習会の運営に関する事務を委託する場合は、講習会を的確に実施する能力を有する法人でなければならない。

（標識の掲示）

第23条 条例第39条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（１） 法人である場合にあっては、その代表者の氏名

（２） 登録番号及び登録年月日

（３） 業務主任者の氏名

２ 条例第39条の規定により屋外広告業者が掲げる標識は、様式第23号によるものとする。

（帳簿の記載事項等）

第24条 条例第40条の規則で定めるものは、次に掲げる事項とする。

（１） 注文者の商号、名称又は氏名及び住所

（２） 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所及び当該表示又は設置の年月日

（３） 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量

（４） 法令に適合していることの確認

（５） 許可が必要な場合にあっては許可の確認

（６） 請負金額

２ 前項各号に掲げる事項が電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物（以下「磁気ディスク等」という。）に記録され、必要に応じ屋外広告業者の営業所において電子計算機その他の機器を用いて明確に紙面に表示されるときは、当該記録をもって前項の帳簿への記載に代えることができる。

３　第１項の帳簿（前項の規定により記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）は、広告物の表示又は設置の契約ごとに作成しなければならない。

４　屋外広告業者は、第１項の帳簿（第２項の規定により記録が行われた同項のファイル又は磁気ディスク等を含む。）を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖後５年間営業所ごとに当該帳簿を保存しなければならない。

（監督処分簿）

第25条　条例第43条第１項の規則で定める閲覧所は、長崎県土木部都市政策課及び各振興局とし、同項の規定による屋外広告業者監督処分簿は、様式第24号によるものとする。

２　条例第43条第２項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

（１）　処分の内容

（２）　処分の期間

（３）　法令違反の内容

（申請書等の提出）

第26条　条例及びこの規則の規定により提出する申請書又は届書は、この規則に特別の定めのある場合を除き、広告物を表示し、又は掲出物件を設置する箇所を所管する振興局長を経由して知事に提出するものとする。

（景観行政団体等の特例を適用する市町）

第27条　条例第46条第２項の規則で定める市町の名称及びその行う事務の範囲は、次の表のとおりとする。

市町の名称	事務の範囲
大村市 松浦市 五島市 小値賀町	条例制定事務等の全部

（令８規則６・一部改正）

附　則

（施行期日）

１　この規則は、条例の施行の日から施行する。

（支庁長委任規則の一部改正）

２　支庁長委任規則（昭和37年長崎県規則第16号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（昭和42年規則第23号）抄

1　この規則は、昭和42年４月１日から施行する。

附　則（昭和46年規則第49号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和49年規則第34号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（昭和49年規則第45号）

1　この規則は、昭和49年７月１日から施行する。ただし、第10条の次に７条を加える改正規定中第11条及び第12条に関する部分は、この規則の施行の日から起算して90日を経過した日から施行する。

（振興局長及び支庁長委任規則の一部改正）

2　振興局長及び支庁長委任規則（昭和42年長崎県規則第38号）の一部を次のように改める。

〔次のよう〕略

（長崎県証紙条例施行規則の一部改正）

3　長崎県証紙条例施行規則（昭和41年長崎県規則第66号）の一部を次のように改める。

〔次のよう〕略

附　則（昭和61年規則第43号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成８年規則第46号）

（施行期日）

1　この規則は、平成８年７月１日から施行する。

（経過規定等）

2　長崎県屋外広告物条例の一部を改正する条例（平成８年長崎県条例第16号。以下「改正条例」という。）附則第２項に規定する規則で定める既存広告物等は、鉄骨造り、石造りその他これらに類する堅ろうな物で、建築基準法第88条第１項において準用する同法第６条第１項の規定に基づき建築主事の確認を受けたもの又はこれに準ずるものと知事が認めたものとする。

3　改正条例附則第２項に規定する規則で定める期間は、７年間とする。

4　この規則の施行の際現に適法に表示され、又は設置されている広告物又は広告物を掲出する物件で、改正後の長崎県屋外広告物条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第３条に規定

する基準に適合しなくなったものについては、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から３年間（附則第２項に規定するものにあっては、７年間）は、なお従前の例による。

5　改正後の規則第３条の規定は、施行日以後の申請に係る許可について適用し、施行日前の申請に係る許可については、なお従前の例による。

6　この規則の施行の際現に改正前の長崎県屋外広告物条例施行規則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の規則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

附　則（平成10年規則第12号）

（施行期日）

1　この規則は、平成10年７月１日から施行する。

（経過規定）

2　この規則の施行の際現に適法に表示され、又は設置されている広告物又は広告物を掲出する物件で、改正後の長崎県屋外広告物条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第３条に規定する基準に適合しなくなったものについては、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）から３年間（長崎県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（平成８年長崎県規則第46号）附則第２項に規定するものにあっては、７年間）は、なお従前の例による。

3　改正後の規則第３条の規定は、施行日以後の申請に係る許可について適用し、施行日前の申請に係る許可については、なお従前の例による。

附　則（平成11年規則第21号）

この規則は、平成11年４月１日から施行する。

附　則（平成17年規則第46号）

この規則は、平成17年４月１日から施行する。

附　則（平成17年規則第74号）

（施行期日）

1　この規則は、平成17年９月１日から施行する。

（長崎県証紙条例施行規則の一部改正）

2　長崎県証紙条例施行規則（昭和41年規則第66号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附　則（平成18年規則第３号）

この規則は、公布の日から施行する。

附　則（平成20年規則第14号）

この規則は、平成20年４月１日から施行する。

附　則（平成21年規則第29号の６）

この規則は、平成21年４月１日から施行する。

附　則（平成24年３月23日規則第12号）

この規則は、平成24年４月１日から施行する。

附　則（平成25年４月30日規則第40号）

この規則は、平成25年７月１日から施行する。

附　則（平成27年７月17日規則第32号）

この規則は、平成27年８月１日から施行する。

附　則（平成29年３月24日規則第16号）

この規則は、平成29年４月１日から施行する。

附　則（平成30年３月30日規則第10号）

この規則は、平成30年４月１日から施行する。

附　則（平成30年４月27日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行し、平成30年４月１日から適用する。

附　則（平成30年10月12日規則第44号）

この規則は、平成30年11月１日から施行する。

附　則（令和３年３月19日規則第25号）

この規則は、公布の日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附　則（令和３年９月７日規則第77号）

この規則は、令和３年10月１日から施行する。

附　則（令和６年12月10日規則第34号）抄

（施行期日）

１　この規則は、公布の日から施行する。ただし、第１条から第11条までの規定及び第12条の規定による改正後の長崎県財務規則第64条の規定は、令和７年１月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規則による改正前の次の各号に掲げる規則に定める様式のうち、この規則による改正後の次の各号に掲げる規則（以下「新規則」という。）に定める様式に対応する様式については、新規則に規定する様式とみなして、当分の間使用することができる。

（１）から（８）まで　略

（９） 長崎県屋外広告物条例施行規則

附　則（令和７年２月21日規則第３号）

この規則は、令和７年４月１日から施行する。

附　則（令和７年11月28日規則第50号）

この規則は、令和７年12月２日から施行する。

附　則（令和８年３月17日規則第６号）

この規則は、令和８年４月１日から施行する。

別表第１（適用除外の基準　第３条関係）

共通基準	
朱色の発光塗料を使用しないものであること。	
区分	基準
条例第6条第1項第3号に係るもの	1　条例第3条に規定する地域又は場所においては、表示方向から見た場合における当該施設又は物件の外郭線を1平面とみなした面積の20分の1以下で、かつ、表示面積が0.03平方メートル以下であること。 2　条例第5条に規定する地域又は場所においては、表示方向から見た場合における当該施設又は物件の外郭線を1平面とみなした面積の20分の1以下で、かつ、表示面積が0.3平方メートル以下であること。
条例第6条第2項第1号に係るもの	1　条例第3条に規定する地域又は場所においては、露出したネオンを使用しないもので、1箇所につき表示面積が5平方メートル以下であること。 2　条例第5条に規定する地域又は場所においては、1箇所につき表示面積が10平方メートル以下であること。
条例第6条第2項第2号に係るもの	1　土地の管理上の必要に基づく場合においては、露出したネオンを使用しないもので、その土地内における表示面積の合計が5平方メートル以下であること。 2　物件の管理上の必要に基づく場合においては、露出したネオンを使用しないもので、1物件につき表示面積の合計が0.3平方メー

	トル以下であること。
条例第6条第2項第3号に係るもの	工事の期間中に表示するもので、周囲の景観と調和したものであり、かつ、宣伝の用に供するものでないこと。
条例第6条第2項第4号に係るもの	冠婚葬祭又は祭礼を特定するに足る広告物又は広告物を掲出する物件で、冠婚葬祭又は祭礼の期間中に表示又は設置するものであること。
条例第6条第4項第2号に係るもの	1　表示面積の合計は、5平方メートル以下であること。 2　条例第4条第1項第9号に掲げる物件については、表示面積の合計が5平方メートル以下で、かつ、その物件の面積の3分の1以下であること。
条例第6条第4項第4号に係るもの	周囲の景観と調和したもので、かつ、宣伝の用に供するものでないこと。
条例第6条第5項に係るもの	別表第3その2のはり紙、はり札等、立看板等又は広告旗の基準に同じ。

備考　この表において、「１箇所」とは、１住所又は事業所若しくは作業場をいう。

別表第２（許可地域の区分　第３条関係）

（令６規則34・一部改正）

地域区分	適用地域
第1種許可地域	条例第5条に規定する許可地域のうち都市計画法（昭和43年法律第100号）第2章の規定により第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地域及び田園住居地域に定められた地域
第2種許可地域	条例第5条に規定する許可地域のうち第1種許可地域及び第3種許可地域以外の地域
第3種許可地域	条例第5条に規定する許可地域のうち都市計画法第2章の規定により近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域及び工業専用地域に定められた地域

別表第３（許可の基準　第３条関係）

その１（共通基準）

共通基準
1　環境に調和し、自然美を妨げないものであること。 2　朱色の発光塗料を使用しないものであること。 3　側面及び裏面においても、良好な景観及び風致を害さないように施工したものであること。 4　交通の安全を阻害するおそれのないものであること。 5　第1種許可地域において地上広告物、屋上広告物、壁面広告物、突出広告物若しくは懸垂幕を表示し、又は設置する場合にあっては、表示面積の合計は、1箇所につき50平方メートル以下であること。 6　第2種許可地域において地上広告物、屋上広告物、壁面広告物、突出広告物若しくは懸垂幕を表示し、又は設置する場合にあっては、表示面積の合計は、1箇所につき100平方メートル以下であること。

その２（広告物の種類ごとの基準）

広告物の種類	規制地域の区分	基準
地上広告物	第1種許可地域	1　1面の表示面積は、10平方メートル以下であること。 2　地上から広告物の上端までの高さは、10メートル以下であること。
	第2種許可地域	1　1面の表示面積は、20平方メートル以下であること。 2　地上から広告物の上端までの高さは、13メートル以下であること。
	第3種許可地域	1　1面の表示面積は、30平方メートル以下であること。 2　地上から広告物の上端までの高さは、15メートル以下であること。
屋上広告物	共通	1　建築物の壁面の垂直上面を超えて突き出さないこと。 2　地上から広告物の上端までの高さは、50メートル以下であること。
	第1種許可地域	広告物の高さは、地上から建築物の上端までの高さの3分の1以下であること。
	第2種許可地域	広告物の高さは、地上から建築物の上端までの高さの2分の1以下であること。

		第3種許可地域	広告物の高さは、地上から建築物の上端までの高さの3分の2以下であること。
壁面広告物（自家広告物等を除く。）		第1種許可地域	1面の表示面積の合計は、表示される壁面の4分の1以下であること。
		第2種許可地域	1面の表示面積の合計は、表示される壁面の3分の1以下であること。
		第3種許可地域	1面の表示面積の合計は、表示される壁面の2分の1以下であること。
突出広告物		共通	1　道路への突出幅は、1.0メートル以下であること。 2　地上から広告物の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上、歩車道の区別のない道路又は車道上では4.5メートル以上であること。 3　広告物の上端は、建築物の壁面の上端を超えないものであること。 4　建築物の同一壁面については、2列までとし、その突出幅は同一であること。
		第1種許可地域	建築物からの突出幅は、1.5メートル以下であること。
アーチ広告物		共通	1　地上から広告物の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上、歩車道の区別のない道路又は車道上では4.5メートル以上であること。
		第1種許可地域	1面の表示面積は、10平方メートル以下であること。
		第2種許可地域	1面の表示面積は、20平方メートル以下であること。
		第3種許可地域	1面の表示面積は、30平方メートル以下であること。
広告幕	横断幕	共通	1　幅は、2メートル以下であること。 2　地上から広告物の下端までの高さは、4.5メートル以上であること。 3　歩道上のみを横断して表示しないものであること。 4　風雨により、ねじれ、落下又は浮遊しないように係留するものであること。

	懸垂幕		1　幅は、1メートル以下、長さは10メートル以下であること。 2　風雨により、ねじれ、落下又は浮遊しないように係留するものであること。
広告旗		共通	1　1面の表示面積は、2平方メートル以下であること。 2　道路敷に、表示し、又は設置するものでないこと。
気球広告		共通	1　網を使用するもので、その幅は1メートル以下、長さは12メートル以下であること。 2　気球の上端から取付部分までの長さは、50メートル以下であること。 3　設置場所から半径50メートル以内にある電線より高い位置に取り付けるものであること。
電柱等利用広告	巻付広告	共通	1　長さは、1.5メートルであること。 2　地上から広告物の下端までの高さは、1メートル以上であること。 3　電柱等1本につき、1個であること。 4　街灯柱に表示するものでないこと。
	つり下げ広告		1　長さは、1.2メートル以下、幅は0.5メートル（突出幅は0.6メートル）以下であること。ただし、消火栓標識に添加して表示する広告物の大きさは、縦0.4メートル、横0.8メートル以下であること。 2　地上から広告物の下端までの高さは、歩道上では2.5メートル以上、歩車道の区別のない道路又は車道上では4.5メートル以上であること。 3　歩車道の区別のある道路では歩道側を向け、その区別のない道路では原則的に民地側を向けて取り付けるものであること。 4　電柱等1本につき、1個であること。 5　支電柱に表示するものでないこと。

簡易広告物	立看板等	共通	1　横0.9メートル、縦（あしを含む。）2.1メートル以下であること。 2　同一のものを連続して表示するものでないこと。 3　道路敷に、原則として表示し、又は設置するものでないこと。
	はり札等		1　表示面積は、1平方メートル以下であること。 2　同一壁面に同一のものを連続して表示するものでないこと。
	はり紙		1　表示面積は、1平方メートル以下であること。 2　同一壁面に同一のものを連続して表示するものでないこと。 3　壁面等にのり、接着剤等によってはり付けるものでないこと。
自家広告物等		条例第3条に規定する地域又は場所	1　露出したネオンを使用しないものであること。 2　1箇所の表示面積の合計は、30平方メートル以下であること。 3　1及び2のほか、広告物の区分により、それぞれの基準を準用する。
		条例第5条に規定する地域又は場所	広告物の区分により、それぞれの基準を準用する。
道標、案内図板その他公共的目的をもった広告物		条例第3条に規定する地域又は場所	1　露出したネオンを使用しないものであること。 2　表示面積の合計は、5平方メートル以下であること。
		条例第5条に規定する地域又は場所	広告物の区分により、それぞれの基準を準用する。

備考　この表において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

1　１箇所　１住所又は事業所若しくは作業場をいう。

2　自家広告物等　条例第６条第２項第１号の規定による広告物又は広告物を掲出する物件をいう。

別表第４（許可の期間　第４条関係）

種類		許可の期間
1	はり紙、はり札等及び立看板等	1月以内
2	広告旗、広告幕及び気球広告	3月以内
3	1及び2に掲げるもの以外の広告物又は掲出物件	3年以内

別表第５（講習要目等　第19条関係）

（令６規則34・一部改正）

講習要目	講習要目の内容
1　屋外広告物に関する法令	屋外広告物法（昭和24年法律第189号）、長崎県屋外広告物条例及び同施行規則の趣旨を周知徹底させるとともに、都市計画法、建築基準法、道路法（昭和27年法律第180号）等の関係諸法との関係について一般的知識を習得させることを目標とする。
2　屋外広告物の表示の方法に関する事項	都市における良好な景観の形成又は風致の維持と広告物の意匠、色彩及び形状との調和のあり方について一般的知識を修得させることを目標とする。
3　屋外広告物の施工に関する事項	屋外広告物の種類ごとに材料、構造、設置方法等について一般的知識を修得させることを目標とする。

様式第１号（第２条関係）

表

屋外広告物許可申請書

長崎県屋外広告物条例（第５条／第６条第３項）の規定により、申請します。

年　月　日

<table>
<tr><td colspan="2">長崎県知事
様</td><td>申請者</td><td colspan="3">住　所
（TEL　　）
氏　名</td></tr>
<tr><td colspan="2">管理者</td><td colspan="4">住　所
氏　名　（TEL　　）
条例第17条第２項に該当する場合
１　屋外広告士　２　講習会修了者　３　その他（　　）
資格の届出等番号　第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事施行者</td><td colspan="4">住　所
氏　名　（TEL　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">表示又は設置場所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">表示又は設置期間</td><td colspan="3">年　月　日から　年　月　日まで</td><td>※手数料
円</td></tr>
<tr><td colspan="2">広告の内容</td><td colspan="2"></td><td>数量</td><td>※受付</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">形状
寸法
面積</td><td colspan="2" rowspan="2">平方メートル
（縦　メートル
横　メートル
地上からの高さ　メートル）</td><td>種別</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>材質</td></tr>
<tr><td colspan="3">他の法令による許可（届出）</td><td colspan="2">年　月　日
第　号</td><td>※許可</td></tr>
<tr><td colspan="3">表示又は設置場所の所有者（管理者）の承諾</td><td colspan="2">住　所
氏　名</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="5">（許可条件）</td></tr>
</table>

（注）１　※印欄は、記入しないこと。
２　管理者の資格が必要な場合それを証する書面を添付すること。
３　他の法令の規定により許可を要するものは、許可書の写しを添付すること。
４　広告物を掲出する物件を設置する場合は、工事仕様書を添付すること。
５　広告物の表示の内容を変更した場合は、変更届を提出すること。

裏

表示又は設置場所の附近の状況見取図

（鉄道・道路の沿線に建植して表示し、又は設置する広告物又は広告物を掲出する物件は、鉄道・道路及び同種の広告物又は広告物を掲出する物件からの距離（最短距離）を記入すること。）

意匠・配色・材質・形状・寸法

（建築物を利用する広告物は、建築物との関係につき正面図及び側面図で明らかにすること。）

様式第２号（第５条関係）

屋外広告物更新許可申請書

長崎県屋外広告物条例第９条第３項の規定により、申請します。

年　　月　　日

<table>
<tr><td colspan="2">長崎県知事
様</td><td>申請者</td><td colspan="4">住　所
（TEL　　）
氏　名</td></tr>
<tr><td colspan="2">管　理　者</td><td colspan="5">住　所
氏　名　　（TEL　　）
条例第17条第２項に該当する場合
１　屋外広告士　２　講習会修了者　３　その他（　　）
資格の届出等番号　　第　　号</td></tr>
<tr><td>既許可</td><td>年　月　日
番　　号</td><td>年　月　日
番　　号</td><td>既許可</td><td>表示又は設置期間</td><td colspan="2">年　月　日から
年　月　日まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">表示又は設置場所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">種　別</td><td></td><td rowspan="2">形状寸法面積</td><td colspan="3" rowspan="2">平方メートル
（縦　メートル
横　メートル
地上からの高さ　メートル）</td></tr>
<tr><td colspan="2">数　量</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">広告物の内容</td><td colspan="2"></td><td>材質</td><td></td></tr>
<tr><td>更新</td><td>表示又は設置期間</td><td colspan="5">年　月　日から
年　月　日まで</td><td>※手数料
円</td></tr>
<tr><td colspan="3">他の法令による許可（届出）</td><td colspan="4">年　月　日
第　　号</td><td>※受付</td></tr>
<tr><td colspan="3">表示又は設置場所の所有者（管理者）の承諾</td><td colspan="4">住　所
氏　名</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="6">（許可条件）</td><td>※許可</td></tr>
</table>

（注）１　※印欄は、記入しないこと。
２　管理者の資格が必要な場合それを証する書面を添付すること。
３　広告物又は掲出物件の状態及び付近の状況を知るに充分な写真を添付すること。
４　他の法令の規定により許可を要するものは、許可書の写しを添付すること。

様式第２号の２（第５条関係）

（第１紙）

屋外広告物安全点検報告書

年　　月　　日

長崎県知事　　様

申請者　住所
氏名

（法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名）

管理者　住所
氏名

長崎県屋外広告物条例第12条の２第３項の規定により次のとおり報告します。

１　広告物等の概要

(1)　種別　　（□自家用広告物　□一般広告物（自家用広告物以外をいう。））
（□地上広告物　□屋上広告物　□壁面広告物　□その他（　　））

(2)　形状寸法　　表示面積　　平方メートル（縦　　メートル、横　　メートル）
地上からの高さ　　メートル

(3)　表示・設置の場所

(4)　広告の内容

(5)　前回の許可内容　　許可年月日　　年　　月　　日　許可番号　　第　　号

２　照明の有無　　（□有（有の場合　面積　　平方メートル）　□無）

３　点検結果　（「点検日における安全の良否」欄に、良の場合「○」、否の場合「×」、該当しない場合「―」を記入すること。）

点検項目	点検日における安全の良否	修理月日	修理内容
①主要部分の変形又は腐食			
②取付（支持）部分の変形又は腐食			
③ボルト、ビス等の脱落、変形又は腐食			
④柱脚部分の変形又は腐食			
⑤表示面のはく離、破損			
⑥屋外広告物の基礎			
⑦風圧に十分耐えうるか			
⑧照明灯、ネオン管等の不発光			
⑨配線経路等の接続不良			
⑩光量、向き、点滅速度等の不具合			
⑪その他特に点検した箇所（　　）			

上記のとおり点検を行いました。

点検日　　年　　月　　日

点検者　住所

氏名

資格：屋外広告士・一級建築士・二級建築士
建築物調査員・その他（　　）

(注)　１　広告物の概要(1)～(4)については、様式第２号と同じであれば記載を省略することができる。

２　広告物等の概要及び照明の有無については、次に掲げる事項に留意すること。

(1)　（　）内の□には、該当する箇所に「レ印」を記入すること。

(2)　広告の内容については、概要を記入した上で、個別の広告物ごとに様式第２号の２（第２紙）にて、写真を添付すること。

(3)　前回の許可内容については、当該許可申請の際、現に許可されている許可の内容を記入すること。

３　点検の結果、「点検日における安全の良否」欄が否の場合のみ、修理をした上で、「修理月日」欄及び「修理内容」欄を記入すること。

４　堅牢な広告物（工作物確認申請が必要な縦幅４ｍを超える工作物）の点検者については、該当する資格を○で囲み、それを証する書面を添付すること。

（第２紙）

No.＿＿＿

屋外広告物安全点検報告書

１．広告物の概要

（１）種別　　（□自家用広告物　□一般広告物（自家用広告物以外をいう。））
（□地上広告物　□屋上広告物　□壁面広告物　□その他（　　））

（２）形状寸法　　表示面積＿＿＿平方メートル（縦＿＿＿メートル、横＿＿＿メートル）
地上からの高さ＿＿＿メートル

２．点検及び改善の概要

（１）撮影日：　＿＿年＿＿月＿＿日

（２）評価：　１．良好　　２．経過観察　　３．要改善　　４．即時修理

（３）改善後の写真の撮影日：　＿＿年＿＿月＿＿日

写真

写真	写真
写真	写真

特記事項 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）

１　個別の広告物ごとに点検を行い、写真を添付すること。
２　「良好」「経過観察」「要改善」「即時修理」の４段階で評価し、いずれかを○で囲むこと。
　「良好」・・・・・・点検結果が良好な状態を示す。
　「経過観察」・・・・劣化が認められるため、経過観察を要する状態を示す。
　「要改善」・・・・・劣化が進行しているため、改善が必要な状態を示す。
　「即時修理」・・・・劣化のため危険が認められ、修理又は撤去が必要な状態を示す。
３　「経過観察」「要改善」「即時修理」の場合は、特記事項にその理由を記載すること。
４　「要改善」「即時修理」の場合は、点検時の写真と改善後の写真を添付すること。
５　照明を伴う広告物については、当該広告物に照明を照射している写真及び照射していない写真の２種類を添付して、照明の状態がわかるようにすること。

様式第３号（第６条関係）

（注）
直径４センチメートル

様式第４号（第６条関係）

（注）
１　直径は５センチメートルとする。
２　数字は、会計年度の数字とする。

様式第５号（第６条関係）

（注）
直径５センチメートル

様式第６号（第８条関係）

屋外広告物除却（滅失）届

長崎県屋外広告物条例〔第13条第２項／第18条第３項第１号〕の規定により、次のとおり届け出ます。

年　　月　　日

<table>
<tr><td colspan="2">長崎県知事
様</td><td>届出人</td><td colspan="3">住　所
（TEL　　）
氏　名</td></tr>
<tr><td colspan="2">管　理　者</td><td colspan="4">住　所
氏　名
（TEL　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">許可年月日
番　　号</td><td colspan="4">年　　月　　日
第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">表示又は
設置期間</td><td colspan="4">年　　月　　日から
年　　月　　日まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">表示又は
設置場所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">種　　別</td><td colspan="2"></td><td>数　量</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="4" rowspan="2">広告物
の内容</td><td colspan="2">※受　付</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="4">除却（滅失）
年　　月　　日</td></tr>
</table>

（注）※印欄は、記入しないこと。

様式第７号（第８条関係）

屋外広告物管理者等設置・変更届

年　　月　　日

長崎県知事　　様

〒（　　－　　）
届出者　住　所
氏　名
電　話（　　－　　－　　）

［法人にあつては、主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名］

屋外広告物(屋外広告物を掲出する物件)の　　［□ 管理者を設置した
□ 表示者　設置者　管理者　を変更した
□ 表示者　設置者　管理者　の氏名
若しくは名称又は住所を変更した］
ので、次のとおり届け出ます。

<table>
<tr><td colspan="4">許可年月日及び番号</td><td colspan="3">年　月　日　第　号</td></tr>
<tr><td colspan="4">表示（設置）の期間</td><td colspan="3">年　月　日から
年　月　日まで</td></tr>
<tr><td colspan="4">表示（設置）の場所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="4">種類</td><td>数量</td><td>枚
個</td></tr>
<tr><td colspan="4">管理者設置
変更　年月日</td><td colspan="3">年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="7">届出事項</td><td colspan="3">管理者設置の場合</td><td colspan="3">住所 〒（　－　）
電話（　－　－　）
氏名</td></tr>
<tr><td colspan="3"></td><td colspan="3">資格</td></tr>
<tr><td rowspan="4">変更の場合</td><td>新</td><td rowspan="2">表示又は設置者</td><td colspan="3">住所 〒（　－　）
電話（　－　－　）
氏名
（名称）</td></tr>
<tr><td>旧</td><td colspan="3">住所 〒（　－　）
電話（　－　－　）
氏名
（名称）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">新</td><td rowspan="3">管理者</td><td colspan="3">住所 〒（　－　）
電話（　－　－　）
氏名</td></tr>
<tr><td colspan="3">資格</td></tr>
<tr><td>旧</td><td colspan="3">住所 〒（　－　）
電話（　－　－　）
氏名</td></tr>
</table>

注　1　［　　］内は、該当する箇所（□）に「✓印」を記入してください。
　　2　「表示者　設置者　管理者」については、該当するものを〇で囲んでください。
　　3　管理者の資格が必要な場合、「資格」欄に資格の名称を記入するとともに、それを証する書面を添付してください。

様式第８号（第８条関係）

屋　外　広　告　物　変　更　届

長崎県屋外広告物条例第18条第３項第３号の規定により、届け出ます。

年　　月　　日

<table>
<tr><td colspan="2">長崎県知事
様</td><td>申請者</td><td colspan="3">住　所
（TEL　　）
氏　名</td></tr>
<tr><td colspan="2">管　理　者</td><td colspan="4">住　所
氏　名　　（TEL　　）
条例第17条第２項に該当する場合
１　屋外広告士　２　講習会修了者　３　その他（　　）
資格の届出等番号　　第　　号</td></tr>
<tr><td colspan="2">許可年月日
番号</td><td colspan="2">年　月　日
第　　号</td><td>表示又は
設置期間</td><td>年　月　日から
年　月　日まで</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事
施行者</td><td colspan="4">住　所
氏　名　　（TEL　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">表示又は
設置場所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">種別</td><td colspan="2"></td><td>数量</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">材質</td><td colspan="4"></td><td rowspan="2">※受付</td></tr>
<tr><td colspan="2">形状
寸法
面積</td><td colspan="4">平方メートル
縦　　メートル
横　　メートル
地上からの高さ　　メートル</td></tr>
<tr><td colspan="2">変更前
広告物の内容</td><td colspan="4"></td><td rowspan="2">※届出済</td></tr>
<tr><td colspan="2">変更後
広告物の内容</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

（注）１　※印欄には、記入しないこと。
　　２　管理者の資格が必要な場合それを証する書面を添付すること。

裏

意匠・配色・材質・形状・寸法 （建築物を利用するものは、建築物との関係につき正面図及び側面図で明らかにすること。）
（許可条件）

様式第９号（第８条関係）

（注）

直径４センチメートル

様式第10号（第９条関係）

表

証　　明　　書

第　　号

写　真

3.0センチメートル

㊞

2.5センチメートル

所　属

職　名

氏　名

年　　月　　日生

上記の者は、長崎県屋外広告物条例第15条及び第44条に規定する立入検査の権限を有する者である。

年　　月　　日交付

長崎県知事　　㊞

12センチメートル

９センチメートル

裏

長崎県屋外広告物条例（抜粋）

第15条　知事は、この条例の規定を施行するため必要な限度において、広告物を表示し、若しくは掲出物件を設置する者若しくはこれらを管理する者から報告若しくは資料の提出を求め、又はその命じた者をして広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

第44条　知事は、長崎県の区域内で屋外広告業を営む者に対して、特に必要があると認めるときは、その営業につき必要な報告をさせ、又はその職員をして営業所その他営業に関係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問させることができる。

２　前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

３　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注意事項　（１）　この証明書は、他人に貸与し又は譲渡してはならない。

（２）　この証明書を適法に所持できなくなったときは、すみやかに返還しなければならない。

12センチメートル

9センチメートル

様式第11号（第12条関係）

保　管　物　件　一　覧　簿

機関名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

保管場所	除却年月日	掲出されていた場所	広告物等の名称又は種類	数　量	売却年月日又は返還年月日

様式第12号（第14条関係）

保管物件返還申請書

長崎県屋外広告物条例第28条の規定により、保管物件の返還を申請します。

年　　月　　日

長崎県知事　　様		受領者	住　所 （TEL　　） 氏　名
返還を受けた日時			
返還を受けた場所			
広告物等種別			
数　　量			

受　領　書

下記のとおり、広告物又は掲出物件の返還を受けました。

年　　月　　日

長崎県知事　　様		申請人	住　所 （TEL　　） 氏　名
管　理　者	住　所 氏　名 （TEL　　）		
広告物等の種別			
広告物等の表示内容			
表示又は設置場所			受　付
数　　量			

様式第13号（第15条関係）

（第１紙）

年　　月　　日

長 崎 県 知 事　　様

納付方法 □電子納付（整理番号：　　） □決済端末による納付（利用明細書貼付※） □手数料納付書による納付（納付済証・照合票貼付※） ※別葉に貼付すること

住　所
氏　名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名〕

屋 外 広 告 業 登 録 申 請 書

屋外広告業の登録を受けたいので、関係書類を添えて次のとおり申請します。

登録の種類	新規 更新	※登録番号	屋外広告業登録　第　　号			
		※登録年月日	年　月　日			
法人・個人の別		1　個人　　2　法人				
フ リ ガ ナ 商号、名称又は氏名 〔法人にあつては、商号又は名称及び代表者の氏名〕						
住　所 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕		〒（　　－　　） 電話（　　－　　－　　）				
1　管内において営業を行う営業所の名称及び所在地	営業所の名称	営業所の所在地（郵便番号）			電話番号	
2　業務主任者の氏名及びその所属する営業所の名称	所属営業所名	業務主任者の氏名			摘　要	
3　法人である場合の役員（業務を執行する社員、取締役、代表者、執行役又はこれらに準ずる者）の職名及び氏名	職名	氏名	職名	氏名		
4　他の地方公共団体における登録状況	登録を受けた地方公共団体名		登録年月日	登録番号		

（第２紙）

<table>
<tr><td rowspan="2">5　未成年者である場合の法定代理人の氏名及び住所</td><td>氏　　名
〔法人にあつては、商号又は名称及び代表者の氏名〕</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>住　　所
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕</td><td colspan="4">〒（　　－　　）

電話（　　－　　－　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">6　法定代理人が法人である場合のその役員（業務を執行する社員、取締役、代表者、執行役又はこれらに準ずる者）の職名及び氏名</td><td>職名</td><td>氏名</td><td>職名</td><td>氏名</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="6">7　管内において営業を行う営業所が２以上ある場合の営業所の名称及び所在地並びに業務主任者の氏名及びその所属する営業所の名称</td><td rowspan="3">営業所２</td><td>営業所の名称</td><td colspan="2">営業所の所在地（郵便番号）</td><td>電話番号</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>所属営業所名</td><td colspan="2">業務主任者の氏名</td><td>摘　要</td></tr>
<tr><td rowspan="3">営業所３</td><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td>営業所の名称</td><td colspan="2">営業所の所在地（郵便番号）</td><td>電話番号</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td>所属営業所名</td><td colspan="2">業務主任者の氏名</td><td>摘　要</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td><td></td></tr>
</table>

注　１　※印のある欄には初回登録の場合、記入しないこと。
２　「新規　更新」及び「法人・個人の別」については、それぞれ該当するものを○で囲むこと。
３　摘要欄には、屋外広告士、講習会修了者その他の業務主任者の要件を満たす資格を記入すること。
４　次の書面を添付すること。
(1)　登録申請者（法人にあつてはその役員、未成年者にあつてはその法定代理人（法定代理人が法人である場合には当該法人及びその役員。）を含む。）が登録拒否の要件に該当しない旨の誓約書
(2)　業務主任者がその資格に適合することを証する書面
(3)　業務主任者が在籍していることを証する書面
(4)　登録申請者（法人にあつてはその役員をいい、未成年者にあつてはその法定代理人（法定代理人が法人である場合にはその役員。）を含む。）の略歴書
(5)　法人（未成年者の法定代理人である法人を含む。）にあつては登記事項証明書、個人（未成年者の法定代理人である個人を含む。）にあつては住民票の写し（いずれも３か月以内に発行されたもの）
５　この申請書の各欄に記入できないものは、別紙に記入のうえ添付すること。
６　申請書の記載が第１紙で完了する場合は、第２紙は提出する必要がないこと。
７　管内において営業を行う営業所が２以上ある場合は、第２紙を利用することができます。

（別葉）

手数料納付済申出書

申請者名	
納付した手数料の内容	
※領収証書から切り離した＜納付済証＞を添付	※納付書の控え右側の＜納付済証　照合票＞又は納付窓口で受け取った＜利用明細書＞を貼付

（使用上の注意点）

※手数料を納付書又は手数料納付窓口で納付した場合に使用する用紙です。

※納付書の上側の太枠内に申請者の「氏名（名称）」を記入してください。

【手数料納付窓口で納付の場合】

納付窓口で受け取った＜利用明細書（レシート）＞のうち1部を貼付

【手数料納付書で納付の場合】

領収証書から切り離した＜納付済証＞と納付書の控え部分から切り離した＜納付済証　照合票＞の2つを貼付

【県処理欄】

□財務会計システムへの申請書等受付の登録

様式第14号（第15条関係）

長崎県知事　　様

誓　約　書

登録申請者（本人／法人の役員／法定代理人／法定代理人（法人）の役員）は、屋外広告物条例に定める登録拒否の要件に該当しない者であることを誓約します。

年　　月　　日

申請者

注　「本人　法人の役員　法定代理人　法定代理人（法人）の役員」は、該当するものを○で囲むこと。

様式第15号（第15条関係）

登録申請者 〔本人／法人の役員／法定代理人／法定代理人（法人）の役員〕 の略歴書

<table>
<tr><td>現住所</td><td colspan="3">〒（　　－　　）
電話　（　　－　　－　　）</td></tr>
<tr><td>氏名（法人にあつては、役員の氏名）</td><td></td><td>生年月日</td><td>年　月　日</td></tr>
<tr><td rowspan="2">略歴</td><td>期間
自　年　月　日
至　年　月　日</td><td colspan="2">職務内容又は業務内容</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">賞罰等</td><td>年　月　日</td><td colspan="2">賞罰等の内容</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="4">上記のとおり相違ありません。

年　月　日
氏名</td></tr>
</table>

注　1　「本人　法人の役員　法定代理人　法定代理人（法人）の役員」は、該当するものを○で囲むこと。
　　2　「職務内容又は業務内容」は、屋外広告業に係る職務内容又は業務内容を全て記載すること。
　　3　「賞罰等」は、屋外広告物法に基づく条例又はこれに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられた経歴及び屋外広告業の登録の取消し及び営業停止に係る処分を受けた経歴（役員としての経歴を含む。）について記入すること。

様式第16号（第16条関係）

屋外広告業者登録簿

登録番号			登録年月日	年　月　日
屋外広告業者名	（フリガナ） 商号 （名称又は氏名）	（　　）		個人・法人の別 個人・法人
	（フリガナ） 代表者の職・氏名	（　　） （　　年　月　日生）		
本社住所	所在地	（〒　　） （TEL　　）		
長崎県の区域内において営業を行う営業所	名称	所在地		業務主任者名 資格
		（〒　　） （TEL　　）		
法人の場合の役員の職・氏名	役職名	氏名	役職名	氏名
代表者が未成年者である場合の法定代理人	（フリガナ） 氏名	（　　） （　　年　月　日生）		
	住所	（〒　　） （TEL　　）		

他の地方公共団体における登録の状況				
	地方公共団体名	登録年月日	登録番号	備考
		年　月　日		
		年　月　日		
		年　月　日		
		年　月　日		
		年　月　日		

更新履歴				
	申請年月日	登録年月日	登録番号	備考
	年　月　日	年　月　日		
	年　月　日	年　月　日		

変更等届出履歴			
	変更等年月日	変更等事項	変更等の内容
	年　月　日		
	年　月　日		
	年　月　日		
	年　月　日		
	年　月　日		
	年　月　日		
	年　月　日		

その他登録上の参考事項	

様式第17号（第16条関係）

表

屋　外　広　告　業　者　登　録　証

登録番号

住所（又は所在地）

氏名（又は名称）

長崎県屋外広告物条例第29条第１項の規定により、屋外広告業の登録をした者であることを証する。

記

１　登録（更新）年月日

２　登録（更新）の有効期限

３　長崎県の区域内において営業を行う営業所の名称及び所在地

４　長崎県の区域内において営業を行う営業所の業務主任者名

年　　月　　日

長崎県知事　　㊞

裏

（注意）

1　屋外広告業の登録の有効期限満了後も引き続き屋外広告業を営もうとする場合は、更新の登録を受けてください。

2　登録事項に変更があったときは、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出てください。

3　屋外広告業の廃業等を行ったときは、その日から30日以内に、その旨を知事に届け出てください。

4　業務主任者は以下の業務の総括に関することを行わなければなりません。

（１）　条例その他広告物の表示及び掲出物件の設置に関する法令の規定の遵守に関すること。

（２）　広告物の表示又は掲出物件の設置に関する工事の適正な施工その他広告物の表示又は掲出物件の設置に係る安全の確保に関すること。

（３）　帳簿の記載に関すること。

（４）　前３号に掲げるもののほか、業務の適正な実施の確保に関すること。

5　営業所ごとに、公衆の見やすい場所に、商号、名称又は氏名、登録番号等を記載した標識を掲げてください。

6　営業所ごとに帳簿を備え、記載し、これを保存してください。

様式第18号（第17条関係）

年　　月　　日

長崎県知事　　様

届出者　住　所
　　氏　名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名）

屋外広告業登録事項変更届出書

屋外広告業の登録事項に変更が生じたので、次のとおり届け出ます。

登録番号	屋外広告業登録　第　　号		
登録年月日	年　　月　　日		
変更に係る事項	変更前	変更後	変更年月日
1　商号、名称又は氏名 2　住所 （法人にあつては、主たる事務所の所在地） 3　営業所の名称又は所在地 4　役員の氏名 5　法定代理人の氏名又は住所 （法人にあつては、商号又は名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びに役員の氏名） 6　業務主任者の氏名又はその所属営業所			

注　1　変更に係る事項については、該当するものを○で囲むこと。
　　2　変更に係る事項が次のいずれかに該当するときは、当該事項に該当する書類を添付すること。
　　(1)　商号、名称若しくは氏名又は住所の変更　法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し
　　(2)　営業所の名称又は所在地の変更　登記事項証明書（商業登記の変更を必要とする場合に限る。）
　　(3)　法人の役員の変更　登記事項証明書並びに誓約書及び略歴書
　　(4)　法人の役員の氏名の変更　氏名の変更が確認できる書類
　　(5)　法定代理人の変更　誓約書及び略歴書並びに法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては住民票の写し
　　(6)　業務主任者の変更　資格等を証明するもの（写し可）及び在籍証明書

様式第19号（第18条関係）

年　　月　　日

長崎県知事　　様

届出者　住　所

氏　名

（法人にあつては、主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名）

屋外広告業廃業等届出書

屋外広告業の廃業等となりましたので、次のとおり届け出ます。

登録番号	屋外広告業登録　第　　号
登録年月日	年　　月　　日
屋外広告業者の住所及び商号、名称又は氏名 （法人にあつては、主たる事務所の所在地、商号又は名称及び代表者の氏名）	住　所 商号、名称又は氏　名
届出理由	1　死亡　　2　消滅　　3　破産 4　解散　　5　廃止
届出理由の生じた日	年　　月　　日
屋外広告業者と届出人との関係	1　相続人　　2　元代表役員　　3　破産管財人 4　清算人　　5　本人

注　「届出の理由」及び「屋外広告業者と届出人との関係」については、それぞれ該当する番号を○で囲むこと。

様式第20号（第20条関係）

納付方法
□電子納付(整理番号：　　)
□決済端末による納付(利用明細書貼付※)
□手数料納付書による納付(納付済証・照合票貼付※)
※裏面に貼付すること

講習会受講申込書

年　　月　　日

長崎県知事　　様

申込人　氏名

長崎県屋外広告物条例第37条第１項に規定する講習会を受講したいので、関係書類を添えて申込みます。

写　　真 (2.5㎝×３㎝)	（ふりがな） 氏　　名		
	本　　籍　　地	（都道府県名）	
	現　　住　　所	〒 ［電話　　－　　－　　］	
	生　年　月　日	年　　月　　日	
	勤　　務　　先 （名称・所在地）	〒 ［電話　　－　　－　　］	
	資　　格	取得年月日	資格の種類及び認証番号
「屋外広告物の施工に関する事項」の課程の免除を受ける資格	１　建築士法（昭和25年法律第202号）第２条第１項に規定する建築士の資格を有する者		
	２　電気工事士法（昭和35年法律第139号）第３条に規定する電気工事士の資格を有する者		
	３　電気事業法（昭和39年法律第170号）第44条第１項に規定する第１種電気主任技術者免状、第２種電気主任技術者免状又は第３種電気主任技術者の免状を有する者		
	４　職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）に基づく職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者及び職業訓練修了者のうち帆布製品製造取付けに係るもの		

（注）１　関係書類として、次の書類を添付すること。

(1)　住民票抄本又は住民票謄本

(2)　「屋外広告物の施工に関する事項」の課程の免除を受ける者は、その資格を証する書類

２　写真は、申込前６か月以内に脱帽して正面から上半身を写したものであること。

納付した手数料の内容	
※領収証書から切り離した＜納付済証＞を添付	※納付書の控え右側の＜納付済証　照合票＞又は 納付窓口で受け取った＜利用明細書＞を貼付

【手数料納付窓口で納付の場合】

納付窓口で受け取った＜利用明細書(レシート）＞のうち1部を貼付

【手数料納付書で納付の場合】

領収証書から切り離した＜納付済証＞と納付書の控え部分から切り離した＜納付済証　照合票＞の2つを貼付

【県処理欄】

□財務会計システムへの申請書等受付の登録

様式第21号（第20条関係）

講習会受講票				第　　号
受講者	（ふりがな） 氏　　名		生年月日	年　月　日
	本　籍　地	（都道府県名）		
	現　住　所			

講習項目	受講の要否（免除の有無）
屋外広告物に関する法令	
屋外広告物の表示の方法に関する事項	
屋外広告物の施工に関する事項	

年　　月　　日

長　崎　県　　㊞

（注）
1　講習会を受講する際は、必ず持参し講義が始まる前に関係職員に提出してください。
2　本票は、大切に取扱い、汚したり紛失したりしないよう十分注意してください。

様式第22号（第20条関係）

第　　号

修　了　証　明　書

本籍地（都道府県名）

氏　名

年　　月　　日生

上記の者は、長崎県屋外広告物条例第37条第１項に規定する講習会の課程を修了したことを証明する。

年　　月　　日

長崎県知事

様式第23号（第23条関係）

←　40センチメートル以上　→

屋外広告業者登録票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の代表者の氏名	
登録番号	
登録年月日	年　月　日
営業所名	
この営業所に置かれている業務主任者の氏名	

↑ 35センチメートル以上 ↓

様式第24号（第25条関係）

屋外広告業者監督処分簿

処分年月日	屋外広告業者の名称	登録番号	処分の内容	処分の期間	法令違反の内容